●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

#12 /th ctn ctn	++ ==	団体名	報告日	列施行要綱第7条第4項に基づく報告 _{概要}	総務局長の意見	
報告内容	項番					理由
新たな「出資(増資)」	1	公立大学法人大阪		・関与の変更内容 ア 内容 土地の現物出資(増資) イ 出資する土地(以下「本件土地」という。) 地番(所在):大阪市城東区森之宮二丁目2番24号 外2筆 地積(面積):23,526.13㎡ 持分:2分の1 ウ 出資額等 6,837,907.317円 ※本市出資総額:109,148,788,587円 ※出資上で変更前:58.2% 変更後:57.6% ※同時に大阪府による増資があったため、出資比率は減少 エ 出資日 令和7年3月31日 ・経過 本件団体は、旧大阪市立大学と旧大阪府立大学の学部を再編統合して令和4年に大阪公立大学を新たに開学した。 大阪府・本市・本件団体の3者で策定した「新大学基本構想」の方向性を踏まえ、キャンパス整備については、森之宮にメインキャンパスを新設し、旧大阪市立大学・旧大阪府立大学の同種分野の学部を同一キャンパスで教育を行うための集約化を優先的に進めてきたところである。 新設するメインキャンパスは、全学の学生が一堂に集い、基幹教育を提供する施設の役割だけでなく、大阪の都市課題の解決や成長に貢献していてために必要な機能(都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能の拠点)を備える新心メインキャンパスとする必要があるため、表之宮の市有地を新たに現物の場合した。所市の出資に係る負担については、令和3年3月30日付けで締結した「新大学の森之宮キャンパスにかかる土地に関する協定書」に基づき、キャンパス整備のための用地費について「府市折半」とし、共有持分とするために本市から大阪府へ本件土地の持分2分の1の売却手続きを行ったうえで、府市同時に本件団体への出資を行ったものである。	なし	本件出資は、大阪府・本市・本件団体の3者で策定した「新大学基本構想」の方向性を踏まえた森之宮キャンパスの新設整備に係る現物出資であり、令和3年3月30日付けで締結した「新大学の森之宮キャンパスにかかる土地に関する協定書」に基づき府市の負担について取り決めがあること、令和7年2月の市会の議決を経て実施されていること、また大阪府からも同時期に同額の出資が行われていることを踏まえると、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため。